

議第107号

京都市健康増進センター条例を廃止する条例の制定について

京都市健康増進センター条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和4年5月18日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市健康増進センター条例を廃止する条例

京都市健康増進センター条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1保健衛生関連施設の項中「健康増進センター」を削る。

提案理由

京都市健康増進センターを廃止する必要があるので提案する。